

本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。

本大統領令はウズベキスタン共和国法律データベース(<https://www.lex.uz/ru/>)より

ダウンロードした露文資料に基づく。

ウズベキスタン共和国 大統領決定

第PP-4519号 2019年11月13日

ウズベキスタン大統領附属外国投資家会議設置および その活動準備・運営に関する措置について

国内投資環境のさらなる改善、経済の優先部門およびその他の重要な分野への直接外国投資の拡大、先進的な世界の経験を踏まえた質の高い投資プロセスの構築を目的として、2018年8月6日付ウズベキスタン大統領決定第PP-3900号「欧州復興開発銀行とのパートナーシップのさらなる拡大と深化のための諸措置について」にしたがい：

1. **ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議**（以下、「会議」）を設置する。
2. **会議の主要課題として以下を定める：**

投資面、工業技術面、イノベーション面での発展の最重要分野についての、世界での実践の最も成功した経験や成果に立脚した、ウズベキスタン共和国政府に対するコンサルティング；

競争力のある輸出向け製品を生産する最新の生産体制を整備するための、好適な投資環境整備ならびに国内および外国の企業家に経済の優先的分野や国内諸地域への投資を促す効果的メカニズム構築への直接的参加、さらに直接外国投資をはじめとする投資の積極的誘致および互恵的貿易発展への協力；

国家機関や事業体と、外国の企業、銀行、投資およびその他の機構、国際金融機関、外国政府の金融組織との間の効果的協力の確保；

外国のものを含む投資の誘致や投資家の活動を阻害している重要な要因の特定および分析、共和国内の良好なビジネス環境と投資環境の維持；

国家機関、ならびにウズベキスタン共和国で活動している国際金融機関および外国政府の金融組織、外国の企業、銀行、投資およびその他の機構の協力による、投資プロセスを抑制している要因の排除に向けた有効な提言の策定；

輸出業者支援メカニズム改善、貿易インフラ、電子商取引システムの逐次的発展、国産商品とサービスの国外市場への進出のための好適な条件整備、有効な輸送回廊や現代的物流チェーン構築への協力；

製品の品質管理の現代的システムの構築および利用プロセスへのすぐれた外国の経験の導入、国産商品の国際的基準および技術規則の要求への適合、その競争力向上のための諸措置の逐次的実行、先進的情報通信技術適用の支援；

ウズベキスタン共和国における投資活動規制についての法的基盤のさらなる改善のための提言や勧告の作成；

優先分野の決定、およびウズベキスタン共和国の国際的イメージの改善、その国際的レーティングや指標

での順位向上を可能にする有効な措置の策定。

3. 以下を定める：

会議は、ウズベキスタン共和国大統領附属の**諮問・審議機関**である；

会議のメンバーは、ウズベキスタン共和国において所定の手順により投資および企業活動などを行っている、欧州復興開発銀行を含む、**外国の企業、銀行、投資その他の機構、国際金融機関および外国政府の金融組織の経営者および代表**、さらにその他の参加者によって構成される；

会議は全体会合および中間会合の形で活動する。会議の全体会合は年に1回、中間会合は年に2回以上の頻度で開催される；

会議の全体会合開催に関する業務の調整は、**ウズベキスタン共和国大統領府**が行い、中間会合については、**ウズベキスタン共和国投資貿易省**が行う；

会合のための会議メンバーの滞在、参加の費用は、**会議メンバーの自己資金、法人および自然人の慈善寄付金、国際金融機関および組織の補助金**および法律によって禁じられていないその他の財源によって賄われる。

4. 以下を承認する：

附属書1に示す、**ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議規程**；

附属書2に示す、**ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議ウズベキスタン側メンバー構成**。

5. 外務省は、投資貿易省の申請にしたがって、所定の手順により、本決定実行の枠内で招かれる会議メンバーおよびその家族のための入国ビザ査証手続きが、領事査証料やその他の手数料を徴収することなく行われるようはからう。

6. 投資貿易省は、関係省庁と共に、本決定から派生する法律への変更および追加についての提案を2カ月以内にウズベキスタン共和国内閣に提出する。

7. 本決定履行状況の管理を、ウズベキスタン共和国首相アリポフA.N.およびウズベキスタン共和国大統領府長官ニゾミッジノフZ.Shに委ねる。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジヨエフ

タシケント市

2019年11月13日付ウズベキスタン共和国大統領決定
第PP-4519号への
附属書No. 1

ウズベキスタン共和国大統領附属
外国投資家会議
規程

第1章 総則

1. 本規程は、ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議（以下、「会議」）の目的、課題、機能、権利およびその活動の準備・運営について定めるものである。
2. 会議は法人格を持たない諮問・審議機関であり、議長であるウズベキスタン共和国大統領により主宰される。
3. 会議は、ウズベキスタン共和国憲法、ウズベキスタン共和国の諸法、ウズベキスタン共和国議会オリ・マジリス両院の決定、ウズベキスタン共和国大統領令、その決定、指令、ウズベキスタン共和国内閣の決定および指令、本規程およびその他の法規文書にしたがって自らの活動を実施する。
4. 会議は国家の機関および組織、地方行政機関と、ウズベキスタン共和国において投資および企業活動などを行っている外国企業、銀行、投資およびその他の機構、国際金融機関、外国政府の金融組織（後者二つ、以下、「MFI/IPFO」）を含む、投資家の代表者たちとの、直接的な対話のための制度的プラットフォームであり、欧州復興開発銀行の協力を得てウズベキスタン共和国投資貿易省により、調整される。
5. 会議は自らに課された課題と機能を遂行するために、ウズベキスタン共和国の国家の機関および組織、地方行政機関、非政府・非営利機関、専門家コミュニティおよびその他の機構と協力する。
6. 本規程第4項に示す機関、組織およびその他の機構の代表たちが、会議の構成メンバーとして承認される。その際、会議のウズベキスタン側メンバーには、ウズベキスタン共和国大統領府、ウズベキスタン共和国内閣の代表、ウズベキスタン共和国大統領附属企業体の権利および合法的利益保護全権代表、ウズベキスタン共和国の中央銀行、商工会議所、省庁の長が入る。

第2章 会議の主要課題

7. 以下を会議の主要課題とする：

投資面、工業技術面、イノベーション面での発展の最重要分野についての、世界での実践の最も成功した経験や成果に立脚した、ウズベキスタン共和国政府に対するコンサルティング；

競争力のある輸出向け製品を生産する最新の生産体制を整備するための、好適な投資環境整備ならびに国内および外国の企業家に経済の優先的分野や国内諸地域への投資を促す効果的メカニズム構築への直接的参加、さらに直接外国投資をはじめとする投資の積極的誘致および互恵的貿易発展への協力；

国家機関や事業体と、外国の企業、銀行、投資およびその他の機構、国際金融機関、外国政府の金融組織

との間の効果的協力の確保；

外国のものを含む投資の誘致や投資家の活動を阻害している重要な要因の特定および分析、共和国内の良好なビジネス環境と投資環境の維持；

国家機関、ならびにウズベキスタン共和国で活動している国際金融機関および外国政府の金融組織、外国の企業、銀行、投資およびその他の機構の協力による、投資プロセスを抑制している要因の排除に向けた有効な提言の策定；

輸出業者支援メカニズム改善、貿易インフラ、電子商取引システムの逐次的発展、国産商品とサービスの国外市場への進出のための好適な条件整備、有効な輸送回廊や現代的物流チェーン構築への協力；

製品の品質管理の現代的システムの構築および利用プロセスへのすぐれた外国の経験の導入、国産商品の国際的基準および技術規則の要求への適合、その競争力向上のための諸措置の逐次的実行、先進的情報通信技術適用の支援；

ウズベキスタン共和国における投資活動規制についての法的基盤のさらなる改善のための提言や勧告の作成；

優先分野の決定、およびウズベキスタン共和国の国際的イメージの改善、その国際的レーティングや指標での順位向上を可能にする有効な措置の策定。

第3章 会議の活動の準備・運営

8. 会議の活動の準備・運営は、本規程附属書No. 1 のスキームにしたがって行われる。

9. 会議の活動は以下の機構の枠内で行われる：

全体会合－会議の主要指導機関；

中間会合－会議の副次的指導機関；

執行委員会－会議の執行機関；

作業部会－勧告の策定、会議の活動に対する専門的支援のための主要機構；

事務局－会議の実務機関。

10. 会議の業務に参加するためには法人または自然人は本規程の第11項に定める基本（形式上の）基準の少なくとも一つ、および第12項に示す補足的（質的）基準の少なくとも二つを満たさなければならない。

11. 基本（形式上の）基準の一つを満たすために：

a) 法人は以下でなければならない：

外国企業；

外資の比率が30%超の合弁企業；

外国企業のウズベキスタン共和国における支社または駐在事務所；

ウズベキスタン共和国領内で主に外国投資家に対してコンサルティングサービスを提供している従業員が15人以上いる企業；

自らの活動において国際的経済協力を促進し、会議の目的を受け入れているMFI/IPFO、外国の団体、代

表または教育機関；

b) 自然人（公人、学者、外交官など）であれば、直接外国投資流入の拡大や全体的な国の発展のための好適な条件創出に多大な貢献をすることができること。

12. 補足的（質的）要求を満たすために、法人または自然人には以下が求められる：

優れた経験と非の打ち所がない業務上の名声を有する；

ウズベキスタン共和国の経済的、社会的発展のために有意義な活動を行う；

ウズベキスタン共和国におけるものを含めた、積極的な投資活動を行っており、その戦略的拡張をする用意がある；

国外におけるウズベキスタン共和国のポジティブな投資イメージ推進に積極的に関与する；

会議の作業部会の活動に積極的に参加する。

13. 会議参加者は、ウズベキスタン共和国の国家の機関および組織ならびに欧州復興開発銀行の職員を除き、本規程附属書No. 2 の書式による申請書を会議執行委員会に提出しなければならない。申請書は執行委員会の各メンバーに別々に提出されなければならない。申請書は15暦日以内に審査される。

14. 提出された申請書にもとづき、会議執行委員会は、会議議長による検討に付すための、会議メンバー候補予備リストを作成する。

申請書にもとづく会議参加者候補の選抜にあたり、会議執行委員会は、幅広い層が代表されるという原則に則り、戦略的部門各々と投資元となる各国が一人以上によって代表されるようにする。参加者は会議の活動プロセスにおいて、自社や個人の利益よりも、部門全体とより広範な投資家コミュニティの利益を念頭に置くものとする。

15. 会議参加者の最終構成は、会議執行委員会の提示を受け、会議議長が承認する。

16. 会議の第1回の全体会合または中間会合開催から2年が経過した時点で、執行委員会は会議議長の承認を受けるべく、新たなメンバーを起用する必要性および現参加者の活動とその会議作業の効果への貢献度にもとづいた、会議参加者の2年周期でのローテーションスキームを提出することができる。

会議の外国参加者は、会議執行委員会と会議事務局に書面により通知することで、会議メンバー構成から離脱することができる。

17. 会議参加者ではない国家の機関および組織、国内の企業およびビジネス団体、MFI/IPFO、外国の企業、銀行、ビジネス団体およびその他の機構を、会議の全体会合および中間会合に招聘することができる。

18. 会議の全体会合および中間会合の作業結果は、議事録の形でまとめられ、そこには採択された決議と勧告の一覧が含まれる。

19. 会議の全体会合は、会議議長を議長として、年に1回開催される。

20. 会議の中間会合は、会議全体会合の間の期間に、ウズベキスタン共和国投資貿易相を議長として、年に2回以上開催される。

21. 会議の全体会合と中間会合において、会議参加者は、会議参加者の提案にもとづいた議題について討議する。各回の全体会合と中間会合では、前回の会合の決定の実施結果が必ず検討される。各会合の前には、会議執行委員会とその会合の議長とで議題の合意が行われる。

22. 議題には、しかるべき法的または経済的分析（調査、評価）、および改革コンセプトまたは法規文書草案の形による議決（勧告）案を付す。

23. 会議中間会合は、会議全体会合と同等の独立した議決採択権限を有するが、全体会合の作業においては、世界的（グローバルな）レベルの会議参加者である投資家の最高幹部の出席がその審議のために非常に有益となるような、戦略的問題が優先される。

24. 会議の執行委員会は以下を行う：

会議の全体会合および中間会合の間の期間を含め、会議の事務局と議長との間の重要なつなぎ役となる；

会議の作業の全体的調整と運営実務上の支援を行う；

事務局の業務を方向づけ、事務局と会議参加者との協力に関する諸問題の解決を助ける；

会議議長の検討に付すための会議参加者構成に関する提言を作成し、参加者に関する情報が、本規程第11、12項の基準に適合しているか否かについて意見を述べる。

25. 会議執行委員会の構成には以下の者が入る：

ウズベキスタン共和国投資貿易相（同人不在の場合はウズベキスタン共和国投資貿易省の直接外国投資問題を担当する次官）－会議執行委員会委員長；

欧州復興開発銀行ウズベキスタン共和国駐在事務所長；

会議事務局長。

26. 会議執行委員会は自らの活動において、決議採択の際の合意（コンセンサス）達成を目指さなければならない。

27. 会議参加者によって全体会合および中間会合に提起された諸問題の検討および調査、分析資料、提言および勧告の作成、意見や評価の集約、ならびに会議のその他の課題の実行のため、会議に附属する作業部会が設置される。

28. 作業部会の構成にはウズベキスタン共和国の国家機関、組織、国内の企業およびビジネス団体、MFI/IPFO、外国の企業、銀行、ビジネス団体およびその他の機構の代表が含まれる。

各作業部会には、会議事務局職員が一人入り、同人は専門的支援のほか、当該作業部会の活動に対する運営・実務上の支援を行う。会議作業部会の構成は、会議参加者からの提言にもとづいて形成され、会議執行委員会によって承認される。

29. 会議事務局は、欧州復興開発銀行ウズベキスタン共和国駐在事務所の協力を得て設置される部署で、会議の日常業務の技術的支援の確保に責任を負う。会議事務局には、正規スタッフ6人（事務局長と5人の職員）からなる、会議執行委員会によって承認される定員がある。

執行委員会は遂行される作業量と、使える資金を踏まえて、会議事務局の定員を変更することができる。

30. 会議事務局の事務局長と職員は、用いられる資金源に関連して適用される規則にしたがい、会議執行委員会の監督下で、公開競争選抜によって選ばれる。

31. 会議事務局の活動は、そのオフィス設置を含め、欧州復興開発銀行の資金および法律で禁止されていないその他の財源の資金によって賄われる。

会議事務局のオフィスは用いられる資金源に関連して適用される規則にしたがって選ばれる。

32. ウズベキスタン共和国投資貿易相は、必要な場合、投資貿易省の発展および物質的インセンティブ基金ならびに法律で禁止されていないその他の財源の資金により、事務局に課せられた課題実行のために専門家を追加して招聘することができる。

33. 会議事務局は以下の機能を遂行する：

会議の活動の枠内での優先的諸問題の確定と解決のために、会議参加者およびより広範な、とくに外国の、投資家コミュニティと定期的に相談する；

会議の全体会合と中間会合、作業部会の作業と会議のその他の活動を取り仕切り、必要な場合には、会議執行委員会に事前連絡したうえで、会議の活動に第三者を招く；

会議の全体会合または中間会合各回開催の10日以上前までに、会議執行委員会と協力して、会議参加者およびより広範な投資家コミュニティが提起した提言にもとづいた全体会合または中間会合各回の議題を会議参加者にその承認を得るべく提示し、さらに会議参加者および会議の会合に招聘されたその他の者に、議題に関する資料を送付する；

会議執行委員会と協力して、会議作業部会の設置を發議し、その機能を助け、会議の全体会合または中間会合での議論に付されるべき諸問題と勧告が十全に準備されるよう、調査、評価、検討を行う；

ウズベキスタン共和国の然るべき国家機関、組織と会議との活動を調整し、会議の会合での議論のために提案されている諸問題について国内および外国の企業の代表たちとのコンサルティングを手配する；

会議事務局に伝えられた立法上およびその他の法規上の個々の発案の討議と分析を支援し、会議に、今後の議題として受領した提言について連絡する；

会議の権威を高めるために、会議の活動と、より広範なビジネスコミュニティ、国家および国際的パートナーとの調整を行う；

会議の全体会合および中間会合開催後5日以内に、会議参加者にその承認を受けるべく当該会合の議事録を送付する；

会議の全体会合または中間会合で採択された決議（勧告）履行状況の月例モニタリングを行い、会議参加者およびその他の関係者に、決議（勧告）実施において達成された進展について報告する；

投資ポータルおよびその他のプラットフォームへ全体会議または中間会議の議題や議事録、および会議の活動に関するその他の資料を掲載するなどの方法により、会議の活動について公衆に伝える；

ウズベキスタン共和国で自らの活動を行っているビジネスコミュニティ、ビジネス団体、寄贈者、国際組織、外国政府やその他の国家または国際組織の代表者との積極的な協力関係を維持する；

他の外国投資家外国機関（会議）と協力し、先進的な世界の経験を分かち合う；

ウズベキスタン共和国で投資環境改善に関して進められている改革や変化についての情報を掲載する定期刊行物を発刊し、流布する；

会議の活動を効果的に行うためのその他の機能を遂行する。

第4章 附則

34. 会議の廃止は会議議長の決定によって行われる。

ウズベキスタン共和国大統領附属
外国投資家会議規程への
附属書No. 1

ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議活動の準備運営
スキーム

段階	主体	措置	期限
第1段階	自然人、法人	会議参加者構成への受入れ申請書の会議執行委員会への提出	—
第2段階	会議執行委員会	1. 会議参加者構成受入れ申請書の検討 2. 会議参加者構成候補者リストの作成 3. 会議参加者構成候補者リストの、承認のための会議議長への提出	15日
第3段階	会議議長	会議参加者リストの承認	提出に応じて
第4段階	会議参加者	会議の権限に属する事項についての提言の提出	定期的
第5段階	会議事務局	1. 会議参加者からの提言の、収集、集約、体系化 2. 会議作業部会の設置とその機能の確保	会議会合の間の期間
第6段階	作業部会	調査の実施、概観、評価、および提言と勧告の作成	会議会合の間の期間
第7段階	会議事務局	1. 会議の全体会合または中間会合各回の議題策定 2. 会議の全体会合または中間会合各回用資料の作成 3. 会議執行委員会との、会議の全体会合または中間会合各回の会期、議題および総括資料の打ち合わせ 4. 会議参加者への、会議の全体会合または中間会合各回への招待状、議題および総括資料の送付	会議会合の10日前
第8段階	会議事務局、会議執行委員会	会議の全体会合または中間会合各回の準備と開催にかかわる運営・技術上の問題の解決	所定の期限
第9段階	会議議長、会議参加者、会議執行委員会、会議事務局	1. 会議の全体会合または中間会合各回の開催 2. 前回の会合で採択された会議の決議（勧告）実行の現状とその実地的成果の検討 3. 議題の諸問題の討議	年1回－全体会合 年2回以上－中間会合

		4. 議題の諸問題についての提言と勧告の作成	
第10段階	会議事務局	<p>1. 会議の全体会合または中間会合各回の結果をまとめた議事録草案の作成</p> <p>2. 会議の全体会合または中間会合各回の議事録草案の、会議参加者との合意</p> <p>3. 会議の全体会合または中間会合各回の結果をまとめた議事録承認の取り付け</p> <p>4. 議事録の、その実行のための会議参加者およびウズベキスタン共和国国家機関への送付</p>	5日以内
第11段階	ウズベキスタン共和国国家機関	議事録記載決議（勧告）の実行と然るべき情報の会議事務局への提出	毎月
第12段階	会議事務局	会議の全体会合または中間会合で採択された決議（勧告）実行状況のシステムティックなモニタリングの実施	毎月

ウズベキスタン共和国大統領附属
外国投資家会議規程への
附属書No. 2

ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議構成への受け入れ
申請書書式

1. 国際組織（企業）の名称、自然人の氏名： _____

2. 郵便住所： _____

3. 出身国： _____

4. 国際組織／外国企業／自然人のウズベキスタン国内および国外における活動の概略（活動分野）：

5. ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議参加のための基準（本規程第11、12項による）への
適否についての情報： _____

2019年11月13日付ウズベキスタン共和国大統領決定
第PP-4519号への
附属書No. 2

ウズベキスタン共和国大統領附属外国投資家会議ウズベキスタン側
メンバー構成

1. グリャモフR.A. — ウズベキスタン共和国大統領顧問
2. マヴロノフB.M. — ウズベキスタン共和国大統領府法的鑑定および総合的分析局局长
3. ガニエフE.M. — ウズベキスタン共和国副首相
4. クチュカロフD.A. — ウズベキスタン共和国副首相—ウズベキスタン共和国財務相
5. カシモフD.S. — ウズベキスタン共和国大統領附属企業体の権利および合法的利益保護全権代表
6. ヌルムラトフM.B. — ウズベキスタン共和国中央銀行総裁
7. ウムルザコフS.U. — ウズベキスタン共和国投資貿易大臣
8. ホジャエフB.A. — ウズベキスタン共和国経済産業大臣
9. カミロフA.Kh. — ウズベキスタン共和国外務大臣
10. ダヴレトフR.K. — ウズベキスタン共和国法務大臣
11. アブドゥラフモノフI.Yu. — ウズベキスタン共和国イノベーション発展大臣
12. クドラトフL.Sh. — ウズベキスタン共和国投資貿易省第一次官
13. イクラモフA.I. — ウズベキスタン共和国商工会議所会頭
14. カマロフK.Yu. — ウズベキスタン共和国投資貿易省附属外国投資誘致局局长

備考：会議メンバーが他の業務に異動となった場合、その者が務めていた役職に新たに任じられた者または当該の職務を遂行するよう課せられた者が、メンバー構成に含まれる。